

■『入門経営学』 会社法改正等に伴う修正・変更箇所

2007年2月

[第3章と第8章,特に前者は2006年5月施行の会社法で大幅に内容が変更しています。]

第3章 企業形態と組織の選択

*76 ページ「●参考 組合と社団」の部分を下記のように変更。

組合と社団を峻別することの意味は必ずしも明瞭ではない。合名会社は、法人格を与えられた会社であるが、その内部機構は組合としての性格である。また、2005年(平成17年)8月施行の有限責任事業組合(Limited Liability Partnership: LLP)など、多様な組織が誕生しており、両者を法的に区別することの意味自体が問われるところである。

*81~2 ページ「有限会社」の項を「会社の類型」として下記のように変更。

会社の類型

2006年(平成18年)5月の**会社法**施行以前は、会社法体系は株式会社、有限会社、合資会社、合名会社となっていたが、施行後は、有限会社が株式会社に**統合**され、合資会社、合名会社に加えて**合同会社**(Limited Liability Company: **LLC**)が規定された。

この会社法改正が意図するところは、会社が定める定款の裁量範囲を広げ、規律の多様化や柔軟性に配慮する点である。これまでの商法・有限会社法の考え方は、株式会社は大規模な公開会社を想定し、有限会社は小規模な同族会社の法律とされた。しかし、現実には、小規模な会社の多くが株式会社として設立され、法の考え方と実態が乖離していた。そのため、法律を実態に近づけることが必要になったと考えられる。

これまで有限会社では取締役の人数制限がなく、取締役会の設置も義務づけられていなかった。そこで、発行株式に譲渡制限を設ける株式会社(**株式譲渡制限会社**)については、有限会社と同様の機関設計を認めることで、株式会社という会社類型に有限会社を包含した。

また、新しく施行される会社法では、株式会社設立時の**最低資本金制度**が見直された。従来、株式会社は1000万円、有限会社300万円が設立時点で必要とされていたが、設立時の出資下限額の規制が撤廃され、1円から設立できることとなった。

しかしながら、少ない資本で設立される会社は、店舗や工場などにかかる必要資本額が少なく、そこで働く従業員の人数も少ない。比較的小さな市場をターゲットとする事業に適した会社を意味し、資本の結合関係も**人的**な関係で調達される閉鎖的性格を有している。他方、大規模な生産設備と多くの従業員を必要とするマスマーケットを対象とする事業は、

不特定多数の資本を調達する必要があり，出資（資本）と経営が分離する**物的**会社となる。

また，新しく規定された合同会社（LLC）は，**有限責任制**の組織であり，出資した社員全員で経営を行う。ただし，定款に定めることで出資のみの社員も認められる。内部自治の原則，すなわち**定款自治**が重視されているため，経営意思決定のルールや運営方法等に関する社員の裁量範囲が広く，経営の効率化が図られる。その特長から，共通目的をもって経営資源を集結する**共同事業に適した組織体**である。事業が成長し，多くの資本や従業員を雇用する必要が生じた場合には株式会社への変更も可能である。

LLCの特長は，**有限責任事業組合**（Limited Liability Partnership：LLP）についても同様である。しかし，LLPは法人格を有さないため，契約や登記などの権利義務の主体にはなれない点や株式会社への変更ができないという問題点がある。他方，法人格を有さないために，法人税が課せられない。

* 85 ページ下から 2 行目から 87 頁 1 行目までを下記のように変更。

2007 年（平成 19 年）1 月現在，日本における証券取引所には，東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所・札幌証券取引所・福岡証券取引所，そして 2004 年（平成 16 年）12 月から店頭市場から転換したジャスダック証券取引所，の 6 つがある。この他，新興企業向けの株式市場として，これらの証券取引所において**新興市場**が設けられている（マザーズ（東証）・ヘラクレス（大証）・セントレックス（名証）・アンビシャス（札証）・Q-Board（福証））。

株式公開と上場

株式公開（**I P O**：Initial Public Offering）とは，閉鎖的な少数の株主に所有されている譲渡の制限された株式を，証券市場で売買できるようにすることである。株式公開には，上記の 2 種類の**証券市場**，すなわち証券取引所と新興市場への**上場**がある。いずれの場合も，新株を発行して資金を調達する**公募増資**と既存の株主が保有する**株式の売却**（「売り出し」）が行われる。後者は，未公開時（出資額）の株価と公開時の株価に差をもたらし，株式会社の錬金術などと呼ばれる創業者利得を生む。

なお，2006 年（平成 18 年）施行の会社法では，公開会社の定義は「発行株式の全部または一部に譲渡制限を付けていない株式会社」とされ，公開会社と上場会社あるいは非公開会社と非上場会社は異なる使い方がされるようになった。

* 96 ページの後に次の項を追加。

会社法施行以降の株式会社の経営組織

2006 年(平成 18 年)5 月施行の会社法は，機関設計（株主総会，取締役，代表取締役等）

に関しても**自由度**を高めた。従来の商法では、株式会社の規模や経営のあり方が多様であるにもかかわらず、同一の機関設計を課してきた。そのため、経営の実態が法律を反映できず、形式的な機関を設置する中小の企業が多く見受けられた。そのため、会社法では、最低限の枠組みを提示して、機関設計の選択肢を増やすこととなった。各企業の経営実態に適した機関設計の自由度が高まったのである。

基本的には、株式会社は株主総会と取締役を設置しなければならない。この基本設計に、大会社（資本金 5 億円以上または負債総額 200 億円以上の株式会社）や公開会社に対して必要な機関設計を追加する仕組みになっている。公開会社は、取締役会が必要であり、**取締役会設置会社**となる。取締役会設置会社は、監査役あるいは監査役会を設置するか、**委員会設置会社**（3 委員会と執行役を置く会社；委員会等設置会社→委員会設置会社に名称変更）となる。大会社かつ公開会社は、委員会設置会社を除き監査役会を設置しなければならない。また大会社は会計監査人が必要となる。

2003 年 4 月施行の「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（商法特例法：2006 年 5 月に廃止され、会社法に整理・統合される）で設けられた委員会等設置会社は、大会社もしくはみなし大会社でなければ設置を認められなかったが、新しい会社法では規模を問わず、定款に記載することで委員会設置会社となることができる。

商法特例法で認められた重要財産委員会も会社法の制定によって廃止され、新たに**特別取締役**が制度化された。特別取締役は、重要財産委員会に代わるものであり、取締役として「重要な財産の処分及び譲受け」と「多額の借財」についての決議ができる。制度変更の理由は、重要財産委員会を設置する条件が厳しく、またその制度利用が当初意図した意思決定の迅速化に役立たなかったことなどが挙げられる。

いずれにしても、2006 年 5 月施行の会社法は、大会社や公開会社の機関設計に大きな変更がないものの、規模の小さな会社や非公開会社の実情を反映できるような設計となっている。

第 8 章 財務と会計

* 258 ページ下から 7 行目の後に次の一文を追加。

なお 2006 年（平成 18 年）5 月施行の会社法で、従来「資本の部」とされていた貸借対照表の表記が「**純資産の部**」となった。資産から負債を控除した部分である。

参考ホームページおよび参考文献
法務省ホームページ（民事局）
<http://www.moj.go.jp/HOUAN/houan33.html>
玉井真理子監修（2005）『新しい会社法がわかる本』成美堂出版
神田秀樹（2006）『会社法入門』岩波新書